

## 開 会

○石井国土計画局総務課長 定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第8回圏域部会を開催させていただきます。

始めに、6月から政府全体としてクールビズをさせていただいておりますので、事務方のほうネクタイなしで失礼をさせていただきます。それと、本日頭撮りということで、当初5分間につきましてカメラを入れさせていただきます。

会議の冒頭にあたりまして、本日の会議の公開について申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則を当部会にも準用し、前回同様、会議及び議事録とも原則公開をすることとし、本日の会議も一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきご了承をいただきますようお願いいたします。

本日の出席委員の先生方でございますが、部会の定足数を満たしております。

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。一番頭に議事次第、座席表がございますが、資料1「委員名簿」、資料2「第7回圏域部会を踏まえた地方公共団体、経済団体からの意見等について」、資料3「広域地方計画区域のあり方について（案）」、そして最後に参考資料という以上でございます。もし不足等がございましたら、近くの事務方までお申し付けいただきたいと思います。

それでは以降の議事につきまして部会長をお願いを申し上げます。

## 議 事

○中村（英）圏域部会長 それでは、議事に入ります。お手元の議事次第に従って進めます。

本日の議題は、第1が第7回圏域部会（4月19日）での議論を踏まえた地方公共団体、経済団体からの意見等についてでございます。第2が圏域部会報告案でございます。この第1と第2の議題を続けて事務局から説明をしていただきます。

○道上国土計画局地方計画課長 それではお手元の資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、資料2でございます。前回、国土審議会第7回圏域部会、4月19日でございますが、そこの議論を踏まえた地方公共団体、経済団体からの意見等についてということでございます。

前回4月19日にご議論いただいたその資料及びそのご議論の概要を地方公共団体、経済団体にお送りして、意見、質問などがあれば提出していただくようお願いしたところ、ここに書いてござい

まず26の地方公共団体、5つの経済団体からご意見等が寄せられました。その概要は下の2に書いてございますとおりでございます。

まず、今後の取り進め方についての意見でございますけれども、いくつかの団体から取り進め方に関する意見、質問が寄せられて、今この中で地方公共団体、経済団体の意見を最大限尊重すべきという意見がございました。

区割りについての意見でございますけれども、お寄せいただいた意見の中で区割りについての意見は、いずれも基本的には前回4月19日にご紹介したものと趣旨ということでございました。

それから区割り以外の意見でございますけれども、1ページ目の一番下の白丸に書いてございますように、「計画の『2層性』」という言葉を使っておられますが、そういう2層性、それからブロック間の「連携・調整」などについての意見ということでいくつか書いてございます。

茨城県からは前回と同趣旨で首都圏8都県が最も適当と、区割りについては8都県というご主張ですけれども、そうした中で首都圏全体で対応すべき内容と、北関東、それから南のほうの東京圏で対応すべき内容を分けて、計画の構成を2層性とすることも検討すべきという提案がなされております。

それから、滋賀県からは前回と同様に、滋賀県は近畿と中部に重複して位置づけられるべきというご意見ですけれども、区域の重複が認められない場合には、中部圏の広域地方計画に富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の9県で実施している施策なり事業なりを盛り込むとともに、中部圏の協議会には滋賀県を含んだ構成とすべきという意見が寄せられたということでございます。

それから、2ページ目ですが、島根県からは特にどこの区域ということでは固有名詞は挙げておりませんが、隣接する区域との連携・調整が不可欠であるという意見が寄せられております。

それから、広島市からは区割りについては中国地方5県と四国地方4県を別個の区域とすべきという前回と同趣旨の意見を寄せられた中で、例えば瀬戸内海の周辺地域となる沿岸域圏、それから中四国地域連携軸の形成を図ることなどによって、必ずしも広域地方計画区域の枠にとられない、幅広い交流と連携の取り組みが必要という意見が寄せられております。

それから、経済団体のうち北陸経済連からは、区割りについては富山・石川・福井の3県を北陸とすべきという前回と同様の意見でございますけれども、広域物流、国際観光ルートの構築など北陸3県の枠を超える重要な課題に関しては、中部、関西、さらに新潟などと必要に応じて積極的に連携を進める趣旨の意見が寄せられております。

それから、同じく経済団体、中部経済連合会からは、中部地方5県を1つの圏域とすべきとしつつ、中部5県と北陸3県の連携がさらに深まると考えられることから、この中部と北陸8県を一体とした

全体構想のもとで、広域地方計画は中部と北陸ごとに2つの計画を策定することが重要という意見が寄せられております。

それから、隣接参加に関しては、北九州市からは九州ブロックの広域地方計画協議会に山口県の参加が必要不可欠という意見が寄せられております。

以上が、前回以降に寄せられた意見ということでございます。詳細につきましては、お手元の参考資料に全て個別のご意見などを添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それから資料3でございます。「広域地方計画区域のあり方について」ということで、前回国土審議会第7回圏域部会におきますご意見を踏まえて、当部会としての区割りについての基本原則と言いますか、基本的な考え方を明確にした上で、地方公共団体や経済団体などとの意見との調整を図って案を作るべしというご指示をいただいておりますので、それに沿って作った案でございます。

1枚、表紙をめくっていただいて、目次でございますけれども、最初に「はじめに」というところで、前書き的に「国土計画制度の改革」や「検討の経緯」などを書いております。

1番のところでは先ほど申し上げました当部会としてご議論いただいた「広域地方計画区域設定の基本原則」を整理した上で、2番で区割りそのもの、「広域地方計画区域の設定」を書いてございます。それから3番に、これも当部会でかなりご議論いただきましたけれども、「策定に当たって留意すべき点」ということでいくつか書いてございます。

さらにめくっていただいて1ページ目からでございます。

まず、「はじめに」のところでございますけれども、(1)で「国土計画制度の改革と広域地方計画の意義」ということで、最初のパラグラフにおきまして、法律改正の趣旨、すなわち地方公共団体から国への計画提案や国民の意見を反映させる仕組みが制度化されるとともに、国土形成計画については全国計画、広域地方計画の二層からなる計画体系に再編されたと。

それから、次のパラグラフで、広域地方計画の意義でございますけれども、広域地方計画は国と地方の協働により将来ビジョンを描き、地方の主体的な取り組みを尊重しつつ独自の戦略に基づくグローバル化時代における自立した地域づくりを目指すものという意義を有すると。このことを通じて、各地域が多様な個性を発揮し、その相乗効果によって我が国全体の発展に貢献するとともに、国土全体がより魅力的なものになるといった意義を有すると整理してございます。

(2)は検討の経緯でございます。平成17年9月に国土審議会に圏域部会が設置され、圏域部会としては10月以降、本日を含めまして8回にわたって開催されたと。

この圏域部会では、ここに書いておりますような観点から検討を行いますとともに、地域住民に対するアンケート調査や、それから地方公共団体、経済団体からの意見聴取を行って調査審議を進めて

きたと。この部会における調査審議結果を取りまとめたという趣旨のことを書いてございます。

それから、「検討の対象」ということで、まず、広域地方計画といたしましては、北海道と沖縄県については法律上広域地方計画の対象外。ただし、隣接する広域地方計画区域には北海道、沖縄県ともに参加することが可能ということ。

それから、広域地方計画は2つ以上の都府県の区域について、「一体として総合的な国土の形成を推進する」ものであって、地理的には都府県全体を一体として対象とする。つまり、都府県を分割しないということとともに、計画内容は総合的・網羅的なものとされているということからいたしまして、これもたびたびご議論ございましたけれども、広域地方計画区域が重複することは法律上予定していないということでございます。従って、2ページ目の3行目からでございますが、区域としては45都府県を都府県の区域を分割することなく、すき間なく、重複なく区分することとしたということでございます。

それから(4)で、これもたびたびご議論いただきましたけれども、道州制との関係を整理したということでございます。

ここの(4)の第2パラグラフに書いてございますように、広域地方計画区域というのは国土形成計画策定のための区域ということである。すなわち、現行の都道府県制度を前提にして、都府県境を越えた広域的課題に対応した国土政策を計画的に実施していくことを狙いとするものと。

これに対して、道州制の議論は、国と基礎自治体、すなわち、市町村の中間に位置する広域自治体のあり方を見直すことによって、国と自治体双方の政府のあり方を再構築するものということ、そういう違いがあると。

それから、次のパラグラフは時間的視野とでも申しますか、そういう違いでございますけれども、広域地方計画は、法律で決まっているというほどではございませんけれども、計画期間10年ないし15年程度を想定したものでございます。その区域については、国土を取り巻く情勢の変化に応じて必要な場合には適切に見直しがなされるというものであるのに対して、道州制はもっと長期のものであると。

ということで、現行の都道府県制度は、明治以来、法的地位の変容を経ながらも120年の長きにわたってその構成、区域を維持してきたということでもっと長期のものであるということ、最後のパラグラフでございますが、広域地方計画区域と道州制とは、目的、時間的視野など制度を異にするものである。

なお、広域地方計画については、将来道州制が導入された場合においては、広域地方計画区域も適切に見直されるべきものと考え整理してございます。

以上が前提条件のようなものでございまして、2ページ目の一番下、「1.」で書いておりますのが「広域地方計画区域設定の基本原則」でございます。

ここで、国土形成計画法の法律の条文を引用しながら整理しております。

まず、法律第3条では、国土形成計画基本理念としてこの①から④、すなわち自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化など、それから安全が確保された国民生活、地球環境の保全といったことが掲げられております。

それから、法律第9条では、広域地方計画区域につきまして⑤に書いてございますように、自然、経済、社会、文化などにおいて密接な関係が相当程度認められる、それから、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域、と書かれております。

さらに法律第10条では、広域地方計画区域ごとに、これは計画の策定・実施の主体でございますけれども、国の関係各地方行政機関、関係都府県、関係指定都市によって構成すると。協議会の協議によって、当該区域内の市町村、隣接する地方公共団体、その他広域地方計画の実施に密接な関係を有するものを加えることができる、となっているということでございます。

こういう法律上の規定に基づきまして、以下を基本原則と考えるべきということで、これまでの圏域部会での議論を整理したものでございます。

まず、特にこの部会で重視されておりました、地域の自立的発展、国際競争力という観点からは、3ページ目の後半でございますけれども、以下のア、イ、ウ、エ、すなわち産業、経済、人材その他地域資源について相当程度の多様性を有するという、かつ、人口なり経済規模なりが相当程度以上であるということ。イといたしまして、これもまた相当程度の都市、産業、学術、文化集積を有するという。ウといたしまして、特に国際化の観点からでございますけれども、国際定期便が就航する空港、それから主要港湾など、基幹的な国際交流基盤が存在する、あるいは今後整備される見込みがあるということ。エといたしまして、海洋国家たる日本の特性を生かして、東アジア地域との連携を見据えた、日本海と太平洋の両海洋を活用できる状況にあるということ。この4点を掲げております。

さらに国民生活の安全確保という基本理念に、法律上書いております観点からは、オといたしまして防災・減災対策、災害時のリダンダンシー確保、あるいは水資源等の安定的供給。さらに④の地球環境の保全という観点からは、貴重な資産としての内海、森林等の良好な状態で次世代に継承することが地域間の連携などによって実現される区域であるということを書いてございます。

4ページ目に参りまして、自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められるというためには、クといたしまして社会経済活動における強い結びつき、それから、自然条件の共通性、

歴史的・文化的背景の類似性というのを書いてございます。さらに一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域、それから、計画の策定・実施主体としての国の関係地方行政機関、関係都府県、関係政令指定都市等で協議会を組織するためには、当該地域において、地域の主体的な取り組みを生かしつつ、一体的な計画策定・実施が円滑に行われるということ。こういった原則、合計アイウエオカキクケコということで10の原則を書いております。

ここまでは圏域部会におけるご議論を整理したものでございますけれども、この基本原則を最大限に満たし、かつ、将来を見据えた広域地方計画区域として、4ページ目の後半以下に書いております区域を設定すべきということでございます。4ページ目のほうは文章で書いておりますけれども、区域割りそのものを地図で表したものが10ページ目の別紙1でございます。北海道と沖縄を除きました45都府県を、まず東北地方といたしまして、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟の7県。それから首都圏といたしまして、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の1都7県。それから北陸地方といたしまして、富山、石川、福井の3県。中部圏といたしまして、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の5県。近畿圏といたしまして、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県。中国地方といたしまして、鳥取、島根、岡山、広島、山口の5県。四国地方といたしまして、徳島、香川、愛媛、高知の4県。九州といたしまして、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島の7県ということでございます。

4ページ目に戻っていただきまして、こういう法律上あるいは政令上の区域割りとしては以上申し上げたとおりでございますけれども、圏域部会で特に重視された点を踏まえて、いくつかの区域については、合同協議会や分科会などを設置して、それを活用する必要があるということでまとめております。

まず4ページ目の首都圏のところでございますけれども、首都圏は1都7県というふうに区域割りをするという案ではございますが、たびたびご議論いただいておりますように、首都圏8都県については人口が4,240万人と我が国のおよそ3分の1に達するという状況で、他の区域と比較してかなり規模が大きいということ。さらに北関東地域3県だけを見ましても人口700万人ということで、その規模、都市・産業集積などの現状からみて、相当の発展ポテンシャルがあるということ。

こうしたことから考えまして、この北関東3県におきましては東京志向の発想から脱却し、相互の連携を一層強化しつつ、文化機能、情報発信機能等の一層の充実や、広域物流体系、国際観光ルートの構築を図ることなどによりまして、その持つポテンシャルを生かした地域の自立的発展を目指すべきだと。従って、首都圏の1都7県からなります広域地方計画協議会の中に北関東地域3県の分科会を設置して対応することが必要ということを書いてございます。

また、東北地方の南のほう、福島県、新潟県については、これは首都圏とも密接な関係が見られるということ。それからこの2県と北関東3県の合わせて5県は、知事会議等によりましてこれまでも既存ブロックにまたがる課題に対応するための取り組みを進めてきているということ。さらに今後の交通基盤整備の進展などによって新たな発展が期待出来る地域ということからいたしまして、福島県、新潟県は東北、それから北関東地域3県は首都圏という区域割りではございますが、この東北の広域地方計画、首都圏の広域地方計画の策定・実施のプロセスの中で、北関東地域の3県で設けるべきといたしました分科会を活用することなどによりまして、この東北首都圏にまたがる5県の地域が、その地域の発展構想を描いて、その内容を東北の広域地方計画、首都圏の広域地方計画に取り込んでいくことが必要というふうにまとめております。

それから、次に北陸と中部でございます。北陸につきましてはたびたびご議論いただいておりますように、北陸3県の人口、経済規模は他の区域と比較してかなり小さいということ。それから北陸地方と中部圏は東海北陸自動車道をはじめ、交通基盤整備の進展などによって、地域の一体感が強まりつつあるということ。さらに両区域の共通の課題といたしまして、先ほど基本原則でも申し上げました日本海と太平洋の両海洋の活用ということ。それから中部山岳地域における国土の保全・管理という共通の課題を持っているということ。こういうことからいたしまして、北陸中部圏においてはそれぞれの広域地方計画協議会、すなわち北陸の協議会、中部圏の協議会の構成員からなる合同の協議会を設置して、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想とともに、先ほど申し上げました共通課題に関して協議を行い、その協議に基づいたその成果を、すなわち全体構想とか、共通課題の解決のための施策などを北陸、中部それぞれの広域地方計画の内容として記述して、取り組みを進めていくべきというふうに整理しております。

それから中国と四国でございます。中国と四国につきましても北陸、中部と同様の観点でございます。まず、四国4県についてはその規模が他の区域と比較して小さいということ。それから中国地方と四国地方は橋が架かったということもあり、一体感が強まりつつあるということ。それから日本海、太平洋の両海洋の活用とか、瀬戸内海における国土の保全・管理という共通の課題を持つということからいたしまして、同様に中国地方、四国地方それぞれの広域地方計画協議会の構成員からなります合同協議会を設置して、ここでも中四国にわたる全体構想とともに共通課題に関して協議をしていただいて、その協議の成果をそれぞれの計画の中に取り込んでいただくということが必要だということでございます。

このように合同協議会ないし分科会などの対応を進めていただきたいというのが、この圏域部会における1つの重要なメッセージだと思われまます。

それから6ページ目の上から4行目あたり、「(2)各広域地方計画区域の概要」ということでございます。これはこの報告書の12ページ以降に地図入りでデータ集的なものをつけてございますけれども、この概要を文章化したものでございます。この区域として分けるべきといたしました8つの区域それぞれにつきまして、その規模がどれくらいであるとか、またその規模が諸外国と比較してどの程度のものであって、例えば東北でしたら欧州の中規模諸国と同程度であるということからいたしまして、そのポテンシャルは自立圏域としてのポテンシャルを持っていると。単なる諸外国との比較ということではなくて、比較することによって、元々一国並みの自立発展のポテンシャルがあるのだという趣旨でそれぞれ国際比較をしたものでございます。詳しくは省略させていただきますけれども、そういう観点から区域について8ページ目の上から3分の1あたりまでまとめたものでございます。

それから8ページ目の3番でございます。「広域地方計画策定に当たって留意すべき点」ということでございますけれども、まず(1)といたしまして、全国計画と広域地方計画、それから広域地方計画同士の調整ということでいずれも計画間の調整ということを書いてございます。

まず、「広域地方計画は、全国計画を基本として定める」という法律上条文がございますことから、全国計画と広域地方計画の整合性が確保される必要があるということ。それから、広域地方計画同士の調整ということが次のパラグラフでございます。

先ほど区域割りのところで書いてございましたように、北陸と中部、中国と四国においては、合同の協議会における対応が必要というメッセージを述べてございますけれども、これら以外の地域においても必要があれば計画間の調整を行うべきということもここで書いてございます。

それから(2)といたしまして、「隣接する広域地方計画区域への参加等」ということで、先ほど資料2でも若干ご紹介いたしましたように、いくつかの都府県からは隣接参加に関する意見をいただいております。

そこで寄せられた意見は、必ずしも寄せられた表明されたものだけが隣接参加の意向を持っているというわけではございませんけれども、他にも隣接参加の意向を持っておられる県はいくつかあるかと思われましても、そういうことに関してまとめたものでございます。

まず、8ページ目の(2)の上2つのパラグラフは法律上の仕組みを書いたものでございます。すなわち、協議会は必要があると認めるときは、協議によって隣接する地方公共団体その他密接な関係を有するものを加えることができるということ。それから、計画の中身といたしましても、広域の見地から必要と認められる場合には当該区域外にわたるものを含んで計画の内容として定めることができるというふうに法律上はなっているということでございます。

こういうことからいたしまして、9ページ目でございますけれども、隣接する都道府県に関しまして、その協議会へ参加要望が寄せられた場合には、協議会において前向きに対応すべきということとともに、協議会の側から隣接する都道府県に対して参加の要望がある場合についても同様に前向きに対応すべきと書いてございます。

それから、最後のパラグラフでございますけれども、広域地方計画はその趣旨からいたしまして、既に都府県を越える広域的な取り組みがなされているものに関して、そういう広域連携の取り組みに対して何らの制約を加えるものではなく、むしろ合意のほうを積極的に進めていただきたい。すなわち区域割りを決めたからといってその線引きが硬直的なかちつとしたものではなくて、その線を越える、線引きにまたがるような取り組みも積極的に進めていただきたいということも圏域部会のメッセージとして書いたということでございます。

それから、この報告書の後ろのほうに、先ほど申し上げましたように、データ集を載せてございますけれども、その後に、参考資料として、圏域部会設置要綱であるとか、委員の先生方の名簿、検討経緯、それから法律の条文も載せてございます。

以上が、広域地方計画区域のあり方についてということで、圏域部会報告書の案でございます。事務局の説明は以上でございます。

## 質 疑

○中村（英）圏域部会長　ありがとうございます。それではご意見をいただきたいと思います。これまでの説明に対し、ご質問あるいはご意見がございましたらぜひお願いいたします。これまで随分時間をかけて私ども議論をしてきたわけですが、それを踏まえて作られたこの報告書案、これがほぼ最終の報告書案というふうにお考えいただきたいと思います。

これを6月30日に開かれます国土審議会に報告したいと思いますので、この中で問題があるところあればぜひ今日ご指摘いただければと思います。

委員の方々のご意見を最大限に取り入れ、また、地元その他関係者のご意見も取り入れて作られた案でございますが、何かご意見ございましたらどうぞお願いいたします。あるいは感想でも結構です。最後にこういうようなところは気に入らないので言っておくというようなこともあれば、どうぞご遠慮なくおっしゃってください。

どうぞ、矢田先生。

○矢田委員 十分に議論したのでおそらくあまり意見はないんです。

私はこの今回の広域地方計画の区域割りにつきまして、2つの立場があって、それがうまく最終的にまとめられたと理解しています。

1つは、やはり、今回の国土形成計画法のポイントは地方分権というところで、地方の考え方、地域の考え方で原案を作っていくということ。従って、地方の主体の側の考え方で分割するというのが一方の筋だと思しますので、十分にいろいろな関係機関からのヒアリングをして、8分割というのが出て、そして、これから計画を作っていく作業にそれぞれが合意の上で現地でやっていくという方向だと思います。

もう1つは、国土利用ということで国土計画のための地域分割ですので、どうしても国土の一体性と言いますか、自然の一体性、社会経済の一体性という問題が問われてまいります。従って、またここでかなりの流れが出来るだけ大括りにということがありました。それから、それぞれの自立性を前提とする以上、それなりの要素を持ってなくてははいけません。あまり大きなブロックと小さなブロックというのが並立するとなかなか均衡あるというふうにはいかないの、せめてブロック間でもバランスのあるということを言いますと大括り案というのがかなり大きな流れだったと思います。

その最後の詰めのところ、別紙1と別紙2のような形で、別紙2の中でここでの議論というのが反映されていくというのですか、北陸、四国というどう見ても人口300万人か400万人のところ、いろいろな集積要素を抱え込みながら国際社会の中で1つのブロックとして入っていくというのがいろいろな制限がありますので、中国四国、北陸中部という形で合同協議会という1つの力になっていくと。

全く逆に、首都圏が1つの一体性を持っていることは誰でも理解しておりますが、かといって国土の中の4分の1の人口を占める、これが1つのブロック、ということについては、ここでもかなり疑問が出されましたけれども、北関東を1つのまとまった方向性で計画を入れ込んでいくという分科会方式が入りましたので、言ってみれば、地方がいわゆる地域が主体的に作る側の意向を最大限に尊重しながら、しかし、国土利用計画のあり方ということで比較的大括りな形で計画を最終的に作っていくところのぎりぎりの接点が、私はこの別紙2に反映されているのだと思います。

8回にわたって議論しましたので、私自身大変議論しただけのかわいがあったと思っていますので、原案に賛成いたします。以上でございます。

○中村（英）圏域部会長 ありがとうございます。御厨委員いかがでしょうか。

○御厨委員 今、矢田先生がおっしゃったことにほぼ尽きると思います。最終的に大括りの括り方というのはそれほど当初予定していたものと異なったものではありませんでしたけれども、合同協議

会、それから分科会というこの試みがどうなるかというのが非常に注目に値するところです。

何となくこうバンドエイドを張ったような感じでありますけれども、この結果として、なかなか日本列島をとにかく海から海と繋ぐというのは中にいる人にとっては早々ぴんとくるものではないと思うのですが、ただ、こういうものというのはとにかくやってみるといことが大事であって、現実に合同協議会というものが開かれて、こういう形で日本列島を区切ってみるとい見方が徐々に浸透していけば、私は非常に面白いと思いますし、そうなってくると、かつて関東や首都圏のほうでも新潟とこちらを結ぶという話もありましたけれども、そういうことで徐々に日本海側と太平洋側との接点が見えてくるということをおもっています。

それから、分科会方式というものを取り入れたということも、私は先行きのことを考えると、非常に役に立つシステムではないかという気がします。全体としてとにかく地方がイニシアチブを取ることですから、それに対して、おそらく国の側はこういうやり方もあると、こことここをこういうふうにするやり方もあるというそのやり方を開いておいたということが今回のポイントでありまして、それをどう活用するかというのはこれからでありますけれども、私は基本的には随分議論した結果としてこういう知恵が出たということは、良かったと思っております、原案に私も賛成でございます。

以上でございます。

○中村（英）圏域部会長　ありがとうございます。平野委員、いかがでしょうか。

○平野委員　分科会、合同協議会が設けられることにより、今までの議論がとても生かされた区切り方になったのではないかなと私は感じます。はっきり言って名案ではないかなと思ったりしております。

○中村（英）圏域部会長　「メイ案」というのは「迷」のほうのメイですか。

○平野委員　名前の「名」のほうです。迷うほうではありません。

○中村（英）圏域部会長　はい、それじゃあいいです。

○平野委員　それでこの意義のところに、国土全体がより魅力的なものになるようにするんだというふううたってあります。今までの区切り方や取り組みでは自立しなかった地域、輝かなかった地域が、これからもっと今度の区切り方によって魅力的になっていくことが成果として見られるようにするためにはどうしたらいいのかを考えると、本当を言うと、各地で具体的な形となっていくこれからは勝負とも言えるのではないかとも思います。

ここにまとめられたそれぞれの文章や言葉に至るまで、いろいろな議論があり、思いが込められています。その思いをこれからも徹底して各地に届けていただきたいなと私は思います。いずれ担当者

が変わっても、いつでも各地に届けられるように、その都度引き継ぎ等もよろしく願いいたします。各地の担当者は時をたがえてバラバラに変わっていくと思いますので、せっかく繋がった人と人との縁がいつの間にか切れて、何だかわからなくなっているというそういう地域が出ることをないように、しっかりと事務局の方には今後もお見守りいただきたいなと私は思います。

なお、何度も各地、各団体に事務局の方々が聞き取りをされるなど大変なご努力のもとに、こういう資料を、報告書というのですか、お作りいただきましてありがとうございます。

私は国土計画の分野では本当に全く専門外の立場で、この国土計画の議論の場に参加させていただいておりましたが、私自身が大変喚起させられる部分も大変多かったです。本当にありがとうございます。以上です。

○中村（英）圏域部会長　　ありがとうございました。

それでは中村委員、関川委員と順次お願いいたします。

○中村（胤）委員　　この原案にももちろん賛成でございますけれども、この前に今の委員の方々からも話がありましたように、私も民間から入ってきてこういう部会に参加させていただいて、今までとちょっと違った感じを持ちました。

こういう案というのは大体こういう部会で決めて、下に落としていって、それをどうするのかなど。今回全く違っておまして、ここでいろいろ議論をし、問題点を、先ほどもちょっと話がありましたように、各地方、あるいは団体、あるいはそういうところに直に行って、ひざを交えて聞いてきて、そして、ここにまたいろいろなその問題点として取り上げる、こういうそのプロセスが今回大変やはり私としても非常に変わったと言いましょか、すごく良かったなど。

と言いますのは、出向いていって、地方、もちろんこの今回のこのあり方というものが国と地方の協働、コラボレートによって将来のビジョンを描くということが最初にありましたように、地方の人に相当やはりいろいろな形で参加していただいた。いろいろな意見を言ったということはこれからの物事を決めていく上において、相当やはり責任を持たされた、あるいは責任を持たなくてはいけないということに立ち入ったわけですので、これからの分科会あるいは合同協議会の中で相当やはり進んだ意見が出るだろうと大変期待しております。

こういう決め方のプロセスは大変私は良かったと。これをやはり幅広く知らしめたら良いのかなと、そんなことを思いました。

○中村（英）圏域部会長　　ありがとうございました。

○関川委員　　この広域地方計画の地図を見ながら、線を引かれたものを見ながら、非常に良く出来ているなという、皆さんご努力なされたなというふうに思います。

1つ質問がございます。東北とそれから関東の問題。問題というわけではないのですけれども、首都圏が従来そのままでは大き過ぎるのでという消極的な理由だけではなくて、この分科会、新潟、福島、それから北関東3県の分科会、非常に希望を感じさせる、あるいは、現実にもこういう計画を地方の方々が身につまされながら考える良い契機になると思いますけれども、この別紙2にある地図に、北関東3県とそれ以南が赤点線で切られていて、しかし新潟、福島の北端の方は赤点線で切られていない。この気持ちは何でしょうか。何か気持ちがこもっているように思うのですけれども。ちょっとその気持ちを易しく説明していただけますか。

○小神国土計画局長 非常に細かいところ、実は非常に我々も単に忘れたわけではなくて、1つの考え方で区別をしています。北関東とその南に点線が書いてありますのは、文章の中にも書いてありますように、東京一極集中の是正というのは国土政策上も非常に重要な課題だと思っておりますし、先ほど矢田委員からお話がありましたように、地域間のバランスということから見ても、北関東については分科会ということを引きちんとしてほしいという内容を含めてあるわけです。そこでその北関東と南関東の間には点線が引かれていると。

ただその、新潟、福島と東北との間については、実質的に北関東3県とこの2県を含む5県で会議を開いて、構想を議論してもらおうということを報告書は求めておまして、分科会というところまでは、基本的は両県のご判断ではないかなと。この東北地方の中でこの2県で分科会を作るということがいいのか、あるいは先ほどもその手続の中で参加の話を申し上げましたけれども、福島県、新潟県がそれぞれに首都圏のほうに参加をされてこの5県で会議を開くと、この分科会を活用するというのは、そういう意味も入っておりますので、そこは両県でご判断いただきたいという気持ちを込めて、上にはあえて点線を書いていないということでございます。

○関川委員 非常に細かい気持ちがこもっている点線だなというふうに思いますが、この5県というのが何らかの会議をしたり動きを持ち始めたりするということは、私は将来の、今までのものとは違うという意味で、大きいことであると思います。ですから、点線の方はそのお気持ちはわかりますけれども、この分科会という文字が北関東にのみあるというのが少し寂しいというかですね、こういう細かいことがどうも役所の仕事としてはものすごく意味があるということを実はこの8回の会議で私は感じまして、これは皮肉ではありません。ものすごく細かい気配りや気配が大切なんだということがわかりますから、せめてこの分科会という文字を両側にかけてはどうですか、ぐらいいい感じで私は皆さんのご努力を多としながらも、もう半歩進んで刺激を与えるということまで行けたらなというふうに思います。以上です。

○中村（英）圏域部会長 ありがとうございます。佐藤委員、はい。

○佐藤委員　私は結論、これでいいなと思います。よく皆さん方が地方県、それから各経済団体等の意向を踏まえて、全体最適とは言えませんが、これもあるのかないのかよくわかりませんが、全体的な見地からやっぱりどこかで決めなくてはいけないという点で、よく出来ていると思います。それから先ほど来出ております、分科会、合同協議会あるいは連携等どこで線を引いても大事になってくるかと思いますが、これはやっぱり当事者たる地方の方々が自ら地方のために取り組んで中身を良くしていくということが大事なのかなという感想です。

○中村（英）圏域部会長　ありがとうございます。川勝先生。

○川勝委員　私も原則今回のご報告に賛意を表しますけれども、若干の付帯意見を申し上げたいと存じます。

この8つの地域、冒頭にそれぞれの人口、それからGDPが書かれておりますけれども、東北地方はGDP 41兆円、首都圏は183兆円、北陸12兆円、近畿圏79兆円、中国地方28兆円、四国地方13兆円、九州地方43兆円なので、いわば均衡ある地域単位には分けられていないということだというふうに承知するものであります。

それからGDPというのが最近、その昔はGNPというのが使われておりましたが、いわゆる貿易外収支で海外から日本に送金されてくるお金も相当量に上って、GDPよりもGNPを使うべきだというような意見もあります。そしてそういう意味ではGDP、国内総生産よりも、GNIつまり国民総所得というそれぞれの地域がどれだけの所得を持っているかということのほうが意味があるのかなと。これはもっと前に言うべきだったかもしれませんが、今改めてこの最終当報告書を見て感じた次第であります。GNIのほうがよろしいのではないかとということであります。

それから、今回この8つの地域に区分するというので、まとまったわけでありましてけれども、当初4つの案が示されました。その4つの案のうちこの最終案というのは、要するに現状であるわけですね。国土、前回の全国総合開発計画で出されたグランドデザインというものにおける区分と一緒にということで、その意味では目新しさはどこにもないというふうには言わざるを得ません。

しかしながら、そこで合同協議会とかあるいは分科会というものを設けて、こういうその現在の地域区分の壁を突破していこうというところは、そこが評価出来るのかなというふうに思います。

そうはいつでも、基本的にこれはこちらが決めた案を地方に持っていかれて、それぞれの地方の方々のご意見を集約したということなので、必ずしも現状、すなわち国が決めたものを地方に押し付けた形になっていないということは十分わかっているのはありますけれども、こういう、その現状維持、すなわちそれぞれの地方整備局の単位で分けられているわけでありまして。その意味でこれから10年、15年、こういう区分でいくということは、今、国土交通省にいらっしゃる方々の仕事もこ

れから10年、15年うまく保障されたということで、おめでとうございます。

従って、ここは今回の精神を踏まえますと、すなわち地域分権という精神を踏まえますと、地方の意見をここにくみ取ったと、あるいは地方の意見をここに反映しているということでありませけれども、すなわち下からの意見を上はくみ取ったということでありませますが、その国が地方にどう下りていくというそういう姿勢がもう1つあっていいと思うわけだ。この8つの区分の地域に今までのような人事で2年、3年だけ下りていって、そしてまた霞が関に戻ってくるということではなくて、それぞれの地域に地域分権が目指すように、中央の方々が分権これ自体を体現していくという姿勢がない限り、これは現状維持のままこれから10年、15年を過ごしていくということになりかねないと思っているわけだ。

それから誰が最終的に、しからばこれらの8つの地域の政策をとっていくのかということがあると思ひませますが、それぞれ四国なら4県、九州なら7県というところの人々と一緒にということでありませけれども、しかし、それぞれの県の代表たちは県の立場に立つことには長けていても、こういう広域区域についての全体的な地域計画を立てるとということについては長けていません。従って、ある意味で政策の主体はこれまでと同様、あるいはこれまで以上に皆様方が頑張って地域計画を立てていかねばならない。そのためにもやはり地域に下りていくというようなことが必要ではないかと思ひわけだ。

さらに今回はいくつかのいわば制約条件があった。1つ、それは北海道と沖縄はそれぞれ総合開発計画とか振興計画があるのでこれは別地ということでありませけれども、北海道にしましても沖縄にしましても、なかならず沖縄というのは国際戦略上非常に重要なところなので、九州つまり本土との関わりをどうするかということはやっぱりあわせて常に考えておくべきことで、そうしたことの議論が全然出来なかったというのは残念でありませ。

さらにまた、北海道と東北の間、これは津軽海峡という公海になっておりませ、ここに外国の軍艦、潜水艦が自由に通行しているというようなことで、北海道を別個にしておいていいのかというようなことがござひませ。本来ならば北海道と東北とのかかわり、あるいは沖縄と他地域とのかかわりなどというものは、やはりこういう広域地方計画を考える国の皆様といたしましてはやるべきことではないかというふうと思ひわけだ。

ただ、北海道が別個だ、あるいは沖縄も別個だということでありませますが、北海道自身は例えば20兆円くらいの規模しかありません。沖縄はその10分の1くらいしかありませんから、到底自立して出来るものではない。従ってこそ、国がここに関与しなくてはひけない。

しかるに、例えば北海道は今回は道州制の話はしないということでありませけれども、道州制のモ

デルとして今考えられているわけでありますが、その北海道の道州制、これをある程度実現するために、北海道開発局の皆様方も人員を一斉に削減するというふうなことが報じられております。これが本当に地域自立に資するのかと、北海道の開発は一体誰がしてきたのかと。もちろん北海道の方々が担ってきたことは言うまでもありませんけれども、国におんぶにだっこという面も、またあえて言えばあったというふうには言わざるを得ない。

しからは、本来ならばもっと北海道庁を犠牲にしてでも北海道開発局がそこに入り込んでいくと。北海道の開発のために国が本気になってやるということで、1,000人の削減対象は北海道庁と北海道開発局で間違っただのではないかというふうな印象を私は持つわけであります。

だからそういう意味で霞ヶ関にさえ席があればいいということではやっぱり困るわけで、真に地域分権ということであれば、地域の意見をくむというのではなくて、地域に下りていくという姿勢をこの際は明確にさせていただいて、結果的には現状維持であります。結果的にはこれまでの区分と一緒にありませんか。

最初に4つ出されましたけれども、最初の第1の案は、案としても出されなかった。234、123と出された。そのうち、現状というのがありますということで、現状というの1つの案でしょうということで委員の皆様方のご指摘によって、4つの案として示されたのでありますけれども、それは現状を説明するほうがそれは地域の人たちにとっては一番説明しやすい。

事実、これまでそれぞれの地域と地方整備局が協働してやってこられたわけでありますから、これはある意味で非常に現実的であります。現実的でありますけれども、しかし、従来の全国総合開発計画と違って、国土形成計画として地域の自立というものを促していくということであれば、あえて国土交通省としても地域に下りていくと、くみ上げるだけでなく下りていくという覚悟を、この際、皆様方にさせていただいて、国づくりのいわば使命と言いますか、気概と言いますか、そうしたものを持っていただかないと、単にこれまでの同じような仕事が10年、15年保障されたというふうに誤解されても仕方がないというふうに思う次第であります。以上は原則賛成ではありますけれども、付帯意見を申し上げました。

○中村（英）圏域部会長 石原委員。はい。

○石原委員 私の感想を申しますと、これまでの審議の過程で非常に多くの意見が出されたものをバランスよくまとめられたと。

出た結論は、今、川勝委員が言われたように、元と同じではないかということであっても、これまでの論議の過程というのは非常に重要な意味があると思います。だからそういう論議の過程も踏まえて、この区域の設定内容というのを説明されたいと思います。

それから、多くの委員の皆様も評価しておりましたが、合同協議会と分科会ですけれども、私はこういうものを活用する必要があると文章で書けばそれで終わりですけれども、これは非常に重要な意味があると思います。委員の皆さんもこの合同協議会や分科会というものに非常に新鮮味を感じておられるようでありまして、私は出来ればこの案を外に出すときには部会長からでもよし、あるいは審議会の会長からでもいいのですけれども、この合同協議会や分科会というものを、大いに今、活性化するというのか、活用してもらいたいということを強調してほしいです。

この種のものは地方の盛り上がりを待って地方の実勢でというのは、言葉はきれいなのですけれども、それぞれいろいろ思惑が違いますから、黙っていると開店休業になってしまいます。ですから、まさにこういうものの活用などについては、国土交通省などが大いにこれを後援してもらいたい、お勧めしてもらいたいなど、このように思います。

○中村（英）圏域部会長 はい。ありがとうございます。どうぞ。

○山岸委員 私も原案に賛成です。感想めいたことを申し上げますと、太平洋、日本海に抜けるといさまざまな討論の経緯があったわけですが、そういう経緯のところも今後の地方に対する影響力というのでしょうか、そういうことをくんで、今後地域が発展するということを期待したいというふうに思っています。

この計画の最初のところと、また、この報告書の中にありますように、住民や企業の社会経済活動の実態を踏まえてやっていくとか、住民というような言葉、市民、住民の意見を反映するということがうたわれているわけですが、これにも一定程度の配慮があったというふうに私は評価したいと思っております。今後、こうしたことをもっと生かすという時に、協働という最初のスタートのところですね、がもっと自立化するのだろうふうに考えておりますので、これから地域にこういう討論が及んだときに、こういうことがもっと反映するように期待したいというふうに思っております。以上です。

○中村（英）圏域部会長 ありがとうございます。あと何かございますでしょうか。

皆様のご意見を伺っていますと、全員がほぼこの原案で、一部まだ検討を要するところがあるようですが、原則として賛成していただいたというふうに聞きました。

もう50年近くやってきた全国総合開発計画が、今度、国土形成計画という形に変わるときが一番大きな柱であるのがこの広域地方計画を作ることなのですが、それをどういう単位で作るかというのは本当に大きな問題で、いろいろな考えがあるわけで、うまくまとまるのだろうかというようなことを私は少々不安にも思っていたわけですが、皆さん大変密度の高い、良い議論をしていただいたと思います。

それで何人かの方からお話いただいたように、これからはともかくこのグローバル化の中

で地方がそれぞれ自立することが一番大事だということなのですが、その時どういうふうな形で地域が分かれていけばいいのかということに対して、私どものこの圏域部会で議論したのは、分科会とかあるいは合同協議会ですか、というふうな形でメッセージとして強く発することが出来たというふうに思っています。このメッセージをともかくしっかりと地域で受けとめていただきたいというふうに思っています。

そういった意味で、表面的に見ると極めて妥協的なように見る人がいるかもしれませんが、それは決してそうではなくて、その中で我々の願っている方向を強いメッセージとして出すということ、これがこのような形で表現されているというふうに私は理解しています。

そういった意味でも、私は関川委員がおっしゃったことというのにかなり共鳴するもので、あそここの点線なんていうのは私自身としては必ずしも気に入っているわけではないのです。あるいは点線が上にないというのか、どっちの言い方がいいのでしょうか。ただ、これだけ色ではっきり書いてあるから誰が見てもよくわかるだろうというふうに思っていますが。少し、何というか、まどろっこしい表現のような気は私を持っています。

あと何かご意見ございましたらどうぞ。どうぞ。

○関川委員　今のことに関連するのですけれども、部会長がおっしゃったことに。その5県のことなのですけれども、ここに名前がない。嘘でもいいから名前をつけたい。北関東3県それから東北の1県と新潟県というふうな感じではなくて、これは圧力というわけではありませんが、多少は影響力になるかもしれません。例えば、北中部圏とか、北中部地方とか。ここに全然名前がないのは何となくその点はおざなりになっているのかなという印象があります。ほかは全部、北陸地方も含めて名前がついているのにということです。それだけです。

○中村（英）圏域部会長　皆さんが納得してくださるような良い名前が出てくればいいんですけれども、ちょっと私には出てこない。作家の関川委員がそんないい名前を考えていただけるならいいのだけれども。北中部何とかというのでは私はちょっと納得しかねるのだけれども。

この辺はいろいろ旧来の区分けの関係もありまして、こんな形になっているんでしょうけれども。最終案までにまた少し、場合によっては検討していただきます。

あと何かございますでしょうか。ここはまずいとかいうことがあれば、また検討いたしますが。よろしいでしょうか。どうぞ。

○川勝委員　細かなことで恐縮です。首都圏と近畿圏のところはそれぞれの1行目のところに「G7諸国に匹敵する」、あるいは「G7諸国に次ぐ」という表現がありますが、G7の中に日本も入っているのです、G7諸国の、例えば首都圏の場合ですと、GDP180兆円と、6ページの②の首都圏

の第1行目ではありますが、「首都圏8都県は人口4,240万人、GDP183兆円とG7諸国のうち、G7諸国のフランスあるいはイギリスに匹敵する」というふうな書き方のほうがよろしいのではないかと、G7の中に日本が入っておりますので。

それから近畿圏の場合、「G7諸国に次ぐ」という表現になっておりますけれども、G7諸国の最低のGDPを持つのはカナダだということですので、多分その意味でお書きになったと思いますけれども、「G7諸国のカナダに次ぐ」というふうにされた方がよろしいかと存じます。

先ほどGNIのことを言いましたけれども、多分日本でGDPが仮に500兆円だとすると国民所得のほうは600兆円近いというふうな試算も出ているようなので、何を基準にするかということは今それぞれ関係のエコノミストが考えてらっしゃるようなので、そのあたりを考慮していただきたいと存じます。ありがとうございました。

○中村（英）圏域部会長　ありがとうございました。それで検討していただきます。

ただどうでしょう、GNPとGDPの差というのは、まだ随分日本の所得も海外所得収入も大きくなったようだけれども、それでもまだ圧倒的な数にはいっていないので、例えばクウェートとか何とかとはわけが違うし、それから域内の話ですと東京都と藤沢市だ、鎌倉市だ、三鷹市だというのはこれはえらい問題になるのですけれども、またオーダーとしてはこれくらいの分け方のオーダーの時、そんなに差が出るのかなあという感じを私は持っているのですけれども、これはエコノミストにまた、大勢おられるので、やっていただきます。あといかがでしょうか。どうぞ。

○矢田委員　本筋と全く違うのですが、データ集の中でブロックごとにいろいろな組織を書いてあるんですが、私は地域が主体となるのは実態的には知事会議と経済連合会の単位がかなり大きな役割をするのですが、九州に関しては経済連合会の話は全然書いていないですね。ここだけなんですよね。関東はもちろんないですが、なぜ外したのかちょっとわからないのですが。これを見ながら、ある面では主体の形成みたいなのを考えざるを得ないので。

○中村（英）圏域部会長　どうなんですかね、それは。私の想像するに九州は山口とややこしくなるからあえて書いてないのだろうと思うのだけれども。

○矢田委員　そういうところは括弧で静岡県を外すとか含むとか書いてあるんですよ。それぞれに。

○中村（英）圏域部会長　ああ、そうですか。

○矢田委員　区域は必ずしも一定しないところはちゃんと注釈が書いてあるんです。それを入れていただきたいなというだけです。

○中村（英）圏域部会長　今もあれですか。九州・山口連合会というのですか。

○矢田委員　山口は外れました。問題は沖縄がどうかというのはちょっと覚えていないので。

○中村（英）圏域部会長　　ちょっとその辺、後で調べてもらって。

○矢田委員　　全部入っているのですね。ここだけ入っていないと何か勘ぐられますので、よろしく。

○中村（英）圏域部会長　　それではあの、大体ご意見も尽きたと思いますので、この辺で議論は終わりたいと思います。

これまでご審議いただきましたご意見を可能な限り取り入れて、今回のこの圏域部会報告案、広域地方計画区域のあり方についての報告案が出来ましたが、今日いただいたご意見で入れられるものは可能な限り取り入れていただいて、修正したいと思いますが、その修正結果につきましては私に一任していただけるとありがたいのですが、よろしゅうございますか。

じゃあ、そういうふうにさせていただいて、基本的なところはこのままということで圏域部会報告として6月30日の第9回国土審議会に私から報告することといたします。

またこの圏域部会報告につきましては、この後私のほうから記者発表をさせていただきます。

それでは最後ですので一言あいさつをさせていただきますが、委員の皆様には8回にわたりまして大変熱心なご議論をいただきまして本当ありがとうございました。大変難しいテーマなんですけど、おかげさまで我々の考えていることを最大限盛り込んだ形で、そしてまた社会でも十分受け入れていただきやすい形でまとめることが出来たというふうに思っております。

これから先は、これに示された圏域の方々が本当に大きな自立性を持ってその将来の地域の発展のために、そして全国を視野に入れた上での計画を作っていただければと非常に嬉しいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○小神国土計画局長　　委員の皆様方におかれましては昨年の10月以来、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。

おかげさまで圏域部会報告のとりまとめをしていただきまして、これから国土審議会にお諮りいたしますけれども、これをもとに私どもとしては来月の上旬に政令を決めていきたいというふうに考えております。

ただ、やはり委員の皆様方からもご意見いただきましたように、要は区域そのものというよりも計画の内容だろうと考えております。そういった意味でこの圏域部会でいろいろとご意見賜りました事柄、それは作り方、地域地方で作るということで、地方が主体的に作る、そういった環境整備についても私ども努力をしていく必要があるというふうに考えておりますので、今後とも大所高所からいろいろご意見を賜ればありがたいというふうに思っております。

この圏域部会につきましては、当面、本日の会議で一区切りとさせていただきますけれども、これから全国計画について計画部会のほうでいろいろ議論がなされてまいります。その中で広域地方計画

との関連が出てくる場合もあろうかと思しますので、そういった場面が出てまいりましたら、またお集まりいただくということもあろうかと思しますが、その点またよろしく願いをいたしたいというふうに考えております。どうもありがとうございました。

○石井国土計画局総務課長　以上をもちまして、圏域部会を終了させていただきたいと存じます。これまで長期間にわたりご審議をいただき、大変ありがとうございました。

閉　　会